

町内の動勢

43年3月1日現在

総人口 10,686 人

男4,977人女5,709人

世帯数 3,206 戸

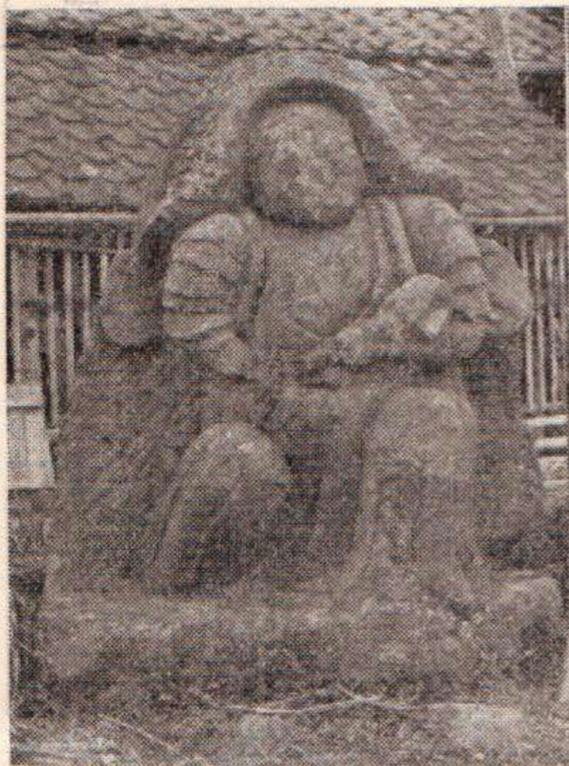


No. 2

昭和43年

3月10日

蒲生町役場



農家の明けくれを 二〇〇年も守りつづけた 田の神

近かく県の文化財の指定をうける

右……下久徳三池原田の神
左……漆下田の神

育英会の貸費生募集

蒲生町育英会

- 一、募集人員 貸与額(月) 高校十四名 一・五〇〇円 大学三名 三・〇〇〇円
- 二、〆切日 高校 三月三十一日 大学 四月十三日
- 三、申込先 蒲生町公民館内 蒲生町育英会事務局
- 四、申込用紙 事務局に備えてあります細部については事務局にお問い合わせください。

保育所の園児募集

昭和四十三年度の蒲生町保育所措置児童の入所者を左記のとおり募集します

- 一、募集人員 一二〇名
- 二、年齢 満二才以上の幼児
- 三、締切 三月十日
- 四、申込書 役場と保育所
- 五、身体検査 三月中旬
- 六、入所許可 適格審査及身体検査の上決定
- 七、入所 四月五日
- 八、給食 間食と温食

読書グループをつくりましょう

家族そろって本を読みましよう

今回の読書グループのつくりかたは、一戸(父母子)を単位として四戸から六戸を一つのグループとしてつくって下さい。グループが出来ましたら公民館図書部に連絡下さい

ますと公民館の車が配本に、交換にうかがいます月一回は必ず車が廻ってまいります。その間はグループ間で交換してご利用下さい。



とじると便利です

一般会計
予算累計

二億三千五百五十三万八千円

水道料金などを改正

さる二月八日から三日間
昭和四十三年町議会第一
回臨時会が開かれ、継続審
査中の水道関係議案と職員
の給与改定議案など十件が
可決されました。おもな
ものは次のとおりです。

※予算の追加

今回の一般会計の補正は
二七〇万二千円で、累計で
は二億三千五百五十三万八千
円となります。内容は、給
与改訂に必要な人件費、上
水道への繰出金、林道田通
橋の上部改修工事、漆下線
道路新設改良工事、統合中
学校敷地造成事業に使用す
る湿地用ブル借上料などが
主なものです。

上水道事業特別会計の補
正は六十九万二千円で、累
計は八一二万二千円になり
ます。内容は給与改定のた
めの人件費と、高崎地区に
施設する水道工事にあてる
経費です。

※条例の改正

▼蒲生町上水道給水条例の

一部を改正する条例など水
道関係条例三件 ▲

この改定のうちおもなも
のは、公営企業法の改正に
より水道事業の独立採算が
原則となったことなどから
町の上水道料金を、今年の
四月より別表のとおり値上
げすることにきめたもので
執行部、議会とも公共料金
の値上げは、極力おさえる
べきであるとの立前から、
極めて慎重な調査、検討が
重ねられた結果、値上げ巾
を最少限におさえた額で可
決されました。

▼役場漆出張所の廢止 ▲

さる昭和二十八年から、
設置されていた役場の漆出
張所が、今年の三月末で廢
止されます。

▲役場組織の一部改正 ▲

役場組織の一部が今年の
四月一日から改められ、住
民課と民生課を統合して町
民課を設け、農業構造改善
事務局は経済課に、林業構

造改善事務局は林務課に吸
収統合されます。

▼町職員の給与改定 ▲

昨年八月の人事院勧告に
基づき、同日にさかのぼり
国家公務員に準じて一般職
員の給与が改定されました

別表

種別	用途	基本料金 (1ヶ月につき)		超過料金 1m ³ につき			
		水	量	現行	改定	現行	改定
専用	一般	使用水量	10m ³ まで	200	275	35	40
	公営浴場	"	20m ³ まで	400	600	30	40
		"	20m ³ まで	400	550	30	40
		"	40m ³ まで	1,000	1,100	20	25
		"	100m ³ まで	1,700	2,000	18	20
		"	1m ³ まで	65	70	65	70
"	100m ³ まで	1,300	1,500	12	15		
共用	一世帯につき	使用水量	10m ³ まで	180	200	25	25

国民年金 高令任意加入者と
保険料納付期間

国民年金保険料の納付が
始まってからすでに七年目
も終ろうとしています
発足当時高令任意加入の人
達はずでに満六十歳を過ぎ
た人もあるわけですが、こ
れらの人々で、もう六十歳
になったのだから保険料は
納めないで良いのではない
かと思っておられる人もあ
る様です。これら高令任意加
入者の保険料納付期間とい
ってお知らせします。

高令任意加入者とは
国民年金高令任意加入者
とは、御承知のとおり国民
年金が始まった昭和三十六
年四月一日現在満五十才以
上五十五才未満(明治三十
九年四月一日から明治四十
四年四月二日までに生まれ
た人)で希望されて国民年
金に加入された人達のこと
です。(現在は高令任意加
入の方法はありません。)
保険料納付期間は
ところで国民年金被保険
者期間は満六十才までとな
っておりそのうち二十五年

間は保険料を納めているか
免除期間でうまっています
れば六十五才からの老令年
金は受けられないことにな
っています。然し国民年金
が始まった当時すでに四十
才位のいわゆる中年層の人
達は満六十才までの間には
二十五年と云う期間があり
ませんのでこれらの人達の
為に経過的な取扱いとして
二十五年間と云う期間を十
年から二十四年の間に当時
の年令によって縮められて
いることは以前にもお知ら
せしましたので知っておら
れることと思います。
そこで高令任意加入者の
保険料納付期間ですが、前
に書きました様にこれらの
人達は国民年金が始まった
当時すでに満五十才から満
五十五才の人ですから二十
五年はおろか十年と云う期
間も満たすことのできない
人もあるのでこれらの人々
にも最低納付期間である十
年間をうめてもらうために
高令任意加入者の場合特に

満六十才になられても保険
料を納めなければならぬ
ことになっております。従
いまして昭和三十六年四月
から十年間と云うことで
ので全ての高令任意加入の
人達が昭和四十六年三月ま
では保険料を納めていた
くこととなります。

参 考 表

生 年 月 日	昭和36年4月1日現在の満年齢	納付終了年度	保険料納付期間	老令受給開始年度
明治39.4.2~40.4.1	54以上~	昭和46年3月	64才	46年度
40.4.2~41.4.1	55才未満	"	63"	47年度
41.4.2~42.4.1	53~54	"	62"	48年度
42.4.2~43.4.1	52~53	"	61"	49年度
43.4.2~44.4.1	51~52	"	60"	50年度

右の表は加入当時の満年齢
や納め終る満年齢を表にし
たもので参考になれば幸い
です。

昭和二十七年四月戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されて既に十有五年を経過しその間数次にわたる、法の改定もしくは新法の制定等により複雑な援護法を知らないがために当然の国家補償を受ける権利を持ちながら未だ請求の手続きをなされない方が相当数おられるのではないかと思われますがこれ等も期限内に手続きがなされないと時効完成になり失権となりますのでこの失権防止のため万全を期したいと思ひます

◎特別弔慰金について

先づ戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(三万円)について記して見たいと思ひます。昭和四十年六月にこの法が制定され本年五月末日で丁度三年になりますので五月中旬に請求手続きがなされないと時効により消滅します。蒲生町の該当者約百三十件(県援護課推定)のうち、今までに処理済みが九十五件あり残りが未請求となっているような現況であります。

こんな人は早目に

戦争犠牲者の国家補償

この法の該当者とは昭和十六年十二月八日(大東亜戦争)以後死亡された軍人、軍属、準軍属、の遺族の方で昭和四十年四月一日においてその死亡された軍人、軍属、準軍属に対する公務扶助料や遺族年金、遺族給与金等をもらっていない方々が該当します。尚弔慰金(五万円)だけしかもらえなかった戦没者等の妻、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、叔父叔母、甥、姪、等

この法律制定の趣旨は、さきの大戦により、すべての子、または最後に残された子を軍人、軍属、準軍属として戦斗その他公務により失った父母およびこれらの父母と同様の立場にある孫を失った祖父母についてはその最愛の子や孫を国にささげ、しかもそのために子孫が絶えたという言いしれぬ寂りや感や孤独感と戦って生きてこなければならなかったと言う特別の事情がある点にかんがみ国としてこのよう

の方々も該当しますがこれ等についてどうだろうかとの疑義のある方も是非一度役場までお越し下さい。又昭和四十一年特例法が制定され該当者も広範囲にわたっていますのでこれ等についてもお申出下さい。よう係ではお待ちしています。

戦没者の父母等の定義
①戦没者の死亡の原因となつた傷病の発生時期が昭和十二年七月七日以後であること(同日前の負傷又は疾病により死亡された方は除く)の父母及び祖父母等であること

母の精神的痛苦に対して特別の慰謝を行なうため、特別給付金を支給するものであります。

戦没者の父母等の定義
①戦没者の死亡の原因となつた傷病の発生時期が昭和十二年七月七日以後であること(同日前の負傷又は疾病により死亡された方は除く)の父母及び祖父母等であること

等であつたことにより昭和四十二年四月一日において公務扶助料、特別扶助料、遺族年金、特別遺族年金、遺族給与金の給付を受けておられた方で該当死亡者死亡当時その死亡した者以外には子も孫もいなかった方です。結局一人息子一人孫を言うこととなります。

「一人息子一人孫に兄弟姉妹があれば除かれます」支給の対象となる父母等の解釈は②に記載した公的扶助料の受給権者であつて次のような方々です。

①戦没者の妻が受けている公務扶助料に四、八〇〇円の加給がついている父母祖父母

②戦没者の妻と生計関係がないため公務扶助料四、八〇〇円の加給を受けていない戦没者の父母、祖父母、

③六十才未満で遺族年金、遺族給与金等を受けることのできない父母、祖父母

④六十才以上ではあるが扶養してくれる直系血族があるため遺族年金、遺族給与金を受給できない祖父母等でありますから該当すると思われる方又はどうであらうかと思われる方も是非一度、福祉係までお申出下さい。

論文と実践記録の

入選者発表

このたび、町教育委員会と町教育会の共催で、町内教職員の教育に関する論文と実践記録を募集したところ、多数の応募があり、次のとおり入選者が決まりました。

特選

浦生小 瀬川校長
校長第九年目の歩み

漆小 塚本教頭
教頭職務記録

大山小 才原教頭
教務実践

蒲生中 城 教諭
相談、観察の記録

大山分 新 教諭
学級担任が行なう学習指導

漆中 福原教諭
英語科における学力向上のための小さな試み

高牧小 福重校長
計算力の実態と向上策(側面的指導から)

西浦小 徳永教諭
文章題における数量関係の把握を如何に指導するか

西浦小 松木教諭
十七名の子どもらとともに

新留小 奥原教諭
一、二年の作文指導をふりかえって

新留小 二宮教諭
作文力を高めるための効果的指導法の研究

高牧小 井上教頭
量と測定の学力実態とその向上策

高牧小 福元教諭
数量関係の効果的指導

漆中 中島教諭
数科学力向上のための試み

漆小 共同研修記録
評価の方法と活用のかた

大山小 共同研修記録
学欲を高める「国語科の指導」

※実践記録の部

楽しい学習、栄養教室



(栄養講座)

この栄養教室は、加治木保健所の協力で、毎月一回第一火曜日に町公民館で勉強をつづけております。

健康の管理や、栄養の分析などの勉強をしたり、料理の実習をしたり、グループにわかれて意見交換をしたりいたします。

学級生は現在六十九名です。二年から三年継続しなければなりません。それだけに学級生も熱心です。学習もわかりやすく、身近かなことばかりで、大変ためになると好評です。

「最初は、この年令になってから勉強なんて思っておりましたが、母親として



楽しい栄養教室

の責任が如何に大事なことであるか、この学級で知りました。以後、栄養教室が開かれるのが待ちどおしいです」と、ある学級生はいつておられます。

また 去る二月二十一日から二十四日まで、漆地区では、農政、町経済課の共催で、「夫婦研修会」が開かれ大変盛会でした。

これからもいろいろな学級や研修会が地区や町で開かれると思しますので、進んで参加し、時代におくれのないよう頑張らしましょう。

おめでた

おくやみ

※生れた人

- | | | | |
|---------------|-----------|----|----|
| 大井公太 (巖二男) | 川東旭 (幸二女) | 12 | 16 |
| 岩元睦美 (幸二女) | 城下 (幸二女) | 1 | 16 |
| 片山紀之 (征紀長男) | 上之段 (長男) | 1 | 20 |
| 坂元恵子 (清治長女) | 宮脇 (長女) | 1 | 21 |
| 平下和子 (勇長女) | 宮脇 (長女) | 1 | 22 |
| 西真奈美 (波人二女) | 宮内 (二女) | 1 | 26 |
| 戸沢佳代子 (公二女) | 漆 (二女) | 1 | 28 |
| 岩元春美 (正治長女) | 辻 (長女) | 1 | 28 |
| 福元則行 (健一長男) | 新留 (長男) | 1 | 30 |
| 山之内ひろみ (数藤二女) | 漆 (二女) | 2 | 3 |
| 松木伸一 (尚人長男) | 霧島 (長男) | 2 | 11 |
| 今村直美 (幸二女) | 三原 (二女) | 2 | 15 |
| 鹿島正明 (実継長男) | 漆 (長男) | 2 | 17 |
| 羽生由美子 (隆義長女) | 追 (長女) | 2 | 19 |

- | | | |
|--------------|-----------|----|
| 酒匂景信 (ツ子夫) | 西 (ツ子夫) | 76 |
| 本村サノ (静夫母) | 中福 (静夫母) | 79 |
| 真ケ田クラ (政吉妻) | 宮脇 (政吉妻) | 73 |
| 永野貞雄 (キクエ夫) | 辻 (キクエ夫) | 55 |
| 坂元エイ (本人) | 宮内 (本人) | 84 |
| 下高牧栄之助 (等父) | 高 (等父) | 77 |
| 森本清 (マサ子夫) | 町 (マサ子夫) | 75 |
| 厚地勇 (マサ子夫) | 楠 (マサ子夫) | 63 |
| 平原兼志 (キサ子夫) | 米 (キサ子夫) | 54 |
| 福元景義 (ツル夫) | 大 (ツル夫) | 74 |
| 厚地宗利 (ヤツ子夫) | 漆 (ヤツ子夫) | 35 |
| 大脇貞雄 (本人) | 川 (本人) | 68 |
| 川崎兼敬 (テイ夫) | 島 (テイ夫) | 76 |
| 池田ミエ (研二母) | 宮脇 (研二母) | 71 |
| 山口休太郎 (本人) | 早 (本人) | 86 |
| 山之内ツル (本人) | 宮内 (本人) | 86 |
| 湯元武蔵 (ナミ子夫) | 宇 (ナミ子夫) | 61 |
| 深川雅和 (敏夫長男) | 高 (敏夫長男) | 0 |
| 中村市二 (静也父) | 薄 (静也父) | 74 |
| 平川サタ (一男母) | 漆 (一男母) | 80 |
| 福元政吉 (スエギク夫) | 北 (スエギク夫) | 76 |
| 井之口秀二 (本人) | 米 (本人) | 70 |
| 松元藤一 (文雄父) | 早 (文雄父) | 70 |
| 前田栄之助 (栄父) | 戸 (栄父) | 87 |

香典返し寄附

- | | | | |
|--------|--------|----------|------|
| 一五〇〇〇円 | 津曲 早苗 | 長女 美智子 | 北中 |
| 三〇〇〇円 | 鮫島 四男 | 母 イロ | 漆大原 |
| 三〇〇〇円 | 渡辺 義博 | 父 義清 | 川東後 |
| 一〇〇〇〇円 | 山田 久光 | 父 小吉 | 川東中 |
| 一〇〇〇〇円 | 山之内則夫 | 父 種基 | 八幡 |
| 二〇〇〇〇円 | 宮之原景弘 | 母 シノ | 追 上 |
| 三〇〇〇〇円 | 錦 ヒデ | 夫 佐一 | 川東上 |
| 五〇〇〇〇円 | 若松 利行 | 父 彦兵衛 | 町 下 |
| 三〇〇〇〇円 | 久保田ツタエ | 夫 勲 | 米丸中村 |
| 三〇〇〇〇円 | 本村オシゲ | 夫 清武 | 新留後 |
| 五〇〇〇〇円 | 真ケ田政吉 | 妻 クラ | 宮脇 |
| 五〇〇〇〇円 | 本村 静雄 | 母 サノ | 中福良 |
| 五〇〇〇〇円 | 川添 コト | 夫 嘉造 | 早馬 |
| 一〇〇〇〇円 | 森本 清文 | 父 清 | 町 上 |
| 五〇〇〇〇円 | 福元 ツル | 夫 景義 | 大 迫 |
| 一〇〇〇〇円 | 川崎 典男 | 父 兼敬 | 畠 田 |
| 二〇〇〇〇円 | 厚地 ヤツ子 | 夫 宗則 | 漆 上 |
| 四〇〇〇〇円 | 上市園 寛 | 祖父 山口休太郎 | 早馬 |
| 一五〇〇〇円 | 池田 研二 | 母 ミエ | 宮脇 |
| 一〇〇〇〇円 | 湯元 ナミ子 | 夫 武蔵 | 漆 宇都 |
| 五〇〇〇〇円 | 羽生 強 | 父 貞雄 | 西 浦下 |
| 五〇〇〇〇円 | 松本 文雄 | 父 藤一 | 早馬 |
| 一〇〇〇〇円 | 酒匂 ツ子 | 夫 景信 | 西 |
| 一〇〇〇〇円 | 永野 キクエ | 夫 貞雄 | 辻 下 |

※町育英会へ寄附

- | | | |
|-------------|-------------|----|
| 小原栄蔵 (タツ子夫) | 松林チヨ (ケサイ母) | 82 |
| 福島イロ (兼満母) | 平下和子 (勇長女) | 0 |